(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人札幌スキー連盟(以下「この法人」という。)の倫理規程に 則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の 遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正か つ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定める ことを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 この法人の役員等及び事務局職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

- 第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス委員会
 - (3) コンプライアンス委員会事務局

(コンプライアンス担当理事)

- 第 4 条 コンプライアンス担当理事は、この法人の理事の中から、理事会の決議により会長が 任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライ アンスの状況について、報告するものとする。
 - 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
 - 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

- 第 5 条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下 の事項について、その諮問に答える。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件についての調査・分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

- 2 コンプライアンス委員会は、次の合計4名により構成される。
 - (1)委員長 コンプライアンス担当理事1名
 - (2) 委員 この法人の理事の中から2名
 - (3) コンプライアンス委員会事務局長
- 3 前項(2)の委員2名は、会長が任命する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第 6 条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9 月に開催する。

(コンプライアンス委員会事務局)

- 第 7 条 本規程の事務局は、この法人の事務局に置く。
 - 2 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス体制及びその整備に関わる企画・推進 及び統括の事務を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等の検 討・実施についてコンプライアンス委員会を補助・補佐する。
 - 3 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスに関わる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。
 - 4 コンプライアンス事務局長は、この法人の事務局長が兼務する。

(報告・連絡・相談ルート)

- 第 8 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会事務局に報告する。
 - 2 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス委員会事務 局を経由できないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることがで きる。
 - 3 コンプライアンス委員会事務局長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行 為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報 告し、コンプライアンス委員会とともに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプラ イアンス担当理事の承認を得て再発防止策を策定する。

(コンプライアンスのための教育)

第 9 条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(施 行)

第11条 この規程の施行は、令和2年10月1日とする。